

## 一般事業主行動計画

育児休業から復帰したすべての社員がその能力を向上かつ発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和7年5月31日までの5年間

4

2. 内容

目標：育児休業から復帰した労働者が継続して働き続けることができるよう

研修等の取り組みを行う。

## 《対策》

- 令和3年 6月～保育士等キャリアアップ研修受講状況など研修受講状況を把握
- 令和3年 6月～保育士等キャリアアップ研修ほか、管理職研修情報の徹底周知（全職員への回覧）
- 令和3年10月～保育士等キャリアアップ研修受講キャンペーンを行う。